2　コモディティ・リスク相当額の算出に当たっては、同一のコモディティ等のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動の間の相関係数が十分の九以上である場合には当該ポジションの対当額を相殺することができる。この場合において、相関係数が十分の九以上であることを説明した書類を保存しなければならない。

第三節　内部管理モデル方式

（内部管理モデル方式）

第十四条　内部管理モデル方式を用いて算出する市場リスク相当額は、バリュー・アット・リスクに乗数（次の表に掲げる超過回数の区分に応じ同表に定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

超過回数	乗数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

2　前項の「超過回数」とは、算出基準日を含む直近二百五十営業日の営業日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合に発生したと想定される損益をいう。）を算出した場合において、その日ごとの損失の額が保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した営業日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。ただし、当該回数が五回以上十回未満の場合において、当該回数のうちに市場の特殊要因に起因すると認められるものがあるときには、当該回数から当該特殊要因に起因すると認められるものを控除することができる。

（内部管理モデル方式の承認）

第十五条　特別金融商品取引業者は、内部管理モデル方式を用いようとするときは、金融庁長官の承認を受けなければならない。

2　前項の承認の対象となる内部管理モデルは、次に掲げる二種類とする。

一　一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル

二　一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額を算出するための内部管理モデル

3　前項第二号に掲げる内部管理モデルの承認を受けた特別金融商品取引業者は、一般市場リスクと個別リスクとに分けずに市場リスク相当額を算出することができる。

（承認申請書の提出）

第十六条　前条第一項の承認を受けようとする特別金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　登録年月日及び登録番号

三　連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

四　市場リスク相当額を算出する部署の名称及び組織の体制

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前項第三号に規定する責任者の履歴書

二　内部管理モデル方式に関する社内規則

三　内部管理モデル方式の内容

（承認の基準）

第十七条　金融庁長官は、第十五条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　当該特別金融商品取引業者が、定性的基準を満たしていること。

二　当該特別金融商品取引業者のバリュー・アット・リスクの算出方法が、定量的基準を満たしていること。

三　第七条第四項の規定に基づき標準的方式と内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出する場合においては、その合理的な理由があること。

2　前項第一号の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　リスク管理部署をバリュー・アット・リスクの算出の対象となる取引にかかわる部署から独立して設置し、毎営業日、バリュー・アット・リスクを分析し、かつ、当該分析結果に関する報告書を作成していること。

二　リスク管理部署が、過去の市場リスク相当額の算出方法が合理的で適切なものであることを説明する資料を作成し、かつ、保存していること。

三　リスク管理部署が適切なバック・テスティング及びストレス・テストを定期的に実施し、それらの実施手続、結果及び当該結果に基づき必要に応じ執った対策を記載した書類を作成していること。

四　バック・テスティング及びストレス・テストを通じ、必要に応じ、バリュー・アット・リスクの算出方法を改善する体制となっていること。

五　取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。次号において同じ。）がリスク管理の手続に積極的に関与し、かつ、責任を負う体制となっていること。

六　リスク計測モデルが通常のリスク管理の方法に密接に組み込まれており、かつ、取締役等に基本資料として報告されていること。

七　リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を確立して、その内容を記載した書類を作成し、かつ、それらを遵守するための手段が講じられていること。

八　リスクの計測の過程について、原則として、一年に一回以上内部監査を行うとともに、一年に一回以上外部監査を受けていること。

九　リスク計測モデルが定量的基準を満たしているかどうかについて、一年に一回以上外部監査を受けていること。

3　第一項第二号及び第二項第九号の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、有価証券等の保有期間は十営業日以上とすること。ただし、十営業日より短い保有期間によって算出したバリュー・アット・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$VAR(t) \times \sqrt{\frac{10}{t}}$$

（注）VAR（t）は、保有期間をt（t＜10）営業日として算出したバリュー・アット・リスクとする。

二　ヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。以下この号及び第八号において同じ。）の観測期間は一年以上とし、三月に一回以上更新すること。また、ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合においては、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均を合理的なものとすること。

三　株式リスク相当額の算出に当たっては、国ごとに計測すること。

四　金利リスク相当額の算出に当たっては、原則として、通貨ごとに合理的な数の期間帯に分けて作成されたイールド・カーブ（債券等の利回りと残存期間の関係を表す曲線をいう。）を用いること。